

障がい福祉のしおり

改定：令和6年4月1日

観音寺市健康福祉部社会福祉課

障がい者福祉係

TEL 23-3963

FAX 23-3993

目 次

1 障害者手帳について

- (1) 身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・・・・・・・3

2 障害者手帳で利用できる主な支援について

- (1) 医療費について・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (3) 税の減免について・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (4) 交通について・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (5) その他について・・・・・・・・・・・・・・・・8

3 障害福祉サービス・障害児支援について・・・・・・・・9

- (1) 障害福祉サービスの流れ・・・・・・・・10
- (2) 計画相談支援、障害児相談支援・・・・・・・・12
- (3) 介護給付等について・・・・・・・・12
- (4) 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について・・・・・・・・15
- (5) 補装具について・・・・・・・・16
- (6) 地域生活支援事業について・・・・・・・・17
 - ア) 相談支援事業・・・・・・・・19
 - イ) その他について・・・・・・・・20

4 障害年金について・・・・・・・・21

5 障害者虐待防止について・・・・・・・・22

6 障害者差別解消について・・・・・・・・23

しおりを利用される方へ

- ◆ 障害のある方等で、障害者手帳の取得の手続きや障害者のサービスについて、ご相談したいことがあれば、お気軽にお尋ねください。

観音寺市健康福祉部社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 23-3963
FAX 23-3993

- ◆ このしおりは観音寺市内にお住まいの障がいのある方やその家族の方が利用できる福祉サービスについて、その内容を紹介しています。
- ◆ 介護保険の要介護認定を受けられた障害者の方は、介護保険制度のサービスを優先的に利用していただくことになります。
- ◆ 令和6年4月1日時点での情報を掲載しています。なお、制度の内容等が変わる場合があるため、ご確認のうえご利用ください。
- ◆ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」により、障害者の範囲に難病等が加わっていますので、対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、障害福祉サービス等の利用ができるようになりました。
障害福祉サービス等を利用する場合は、対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書等）を提出してください。
※参照：令和6年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）
- ◆ 観音寺市から転出される場合は、必ず転出先の障害福祉担当課で手帳の住所欄を変更する必要があります。サービスによっては受けられなくなるものもあります。医療費助成制度など申請手続きをしなければ、転入日から制度が利用できないものがあります。また、転入日から一定期間が経過しなければ利用できない制度もありますので了承ください。

1 障害者手帳について

(1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法）

身体障害者福祉法に定める障害を有する場合、身体障害者手帳が交付されます。この手帳は福祉制度を利用するために必要です。障害の程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に永続する障害がある人

【申請手続き】

| 申請種別 | 内容 | 必要書類 |
|-----------------|--|---|
| 新規交付 | 新規のときは診断書（身体障害に係る <u>指定医師</u> が診断したものを添えて申請してください。 | 申請書、診断書、印鑑、写真（横3cm×縦4cm）、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 障害程度変更 障害名追加 | 障害の程度が変わったと思われる人は、指定医師の診断書を添えて申請してください。 | 申請書、身体障害者手帳、診断書、印鑑、写真（横3cm×縦4cm）、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 再交付 | 紛失・破損等のときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。 | 申請書、身体障害者手帳、印鑑、写真（横3cm×縦4cm）、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 氏名・居住地の変更 | 転居等された場合、速やかに居住地の市町村に申請してください。 | 申請書、身体障害者手帳、印鑑、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 返還 | 死亡された場合や、再交付を受けた場合、手帳を返還しなければなりません。 | 身体障害者手帳 |

【申請及び交付窓口】

市役所社会福祉課障がい者福祉係又は各支所市民係

手帳は、市役所経由で香川県が交付しますが、お手元に届くまで1～2か月程度かかります。

観音寺市身体障害者協会へ加入しませんか？

◆次のような活動を行っています。

総会、市障害者スポーツ大会、スポーツ教室（ペタンク教室）

女性部活動（料理教室・コーラス・交流会）

県障害者スポーツ大会・県福祉大会などへの参加

障害者等相談（毎月第1・第3木曜：市役所1階相談室）

啓発用機関紙の配布 など

◆会費 500円/年間

※加入を希望される方は、身体障害者協会事務局（市役所社会福祉課障がい者福祉係）まで相談ください。

(2) 療育手帳(療育手帳制度)

先天的又は18歳までにあらわれた知的障害を有する場合、障害福祉相談所での判定に基づき療育手帳が交付されます。

障害の程度により、次の区分があります。

㊤(最重度)、A(重度)、㊦(中度)、B(軽度)

手帳交付後は障害程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。

【申請手続き】

| 申請種別 | 内容 | 必要書類 |
|-----------|---|--------------------------|
| 新規交付 | 新規のときは写真を添えて申請してください。市が聞き取りにより調査票を作成します。後日相談所から判定のための呼び出しがあります。 | 申請書、印鑑 写真(横3cm×縦4cm) |
| 再判定 | 県相談所より再判定のための来所依頼を連絡し、再判定を行います。 | 印鑑、写真(相談所へ持参)、旧療育手帳(引替時) |
| 再交付 | 紛失・破損等のときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。 | 申請書、写真、印鑑 |
| 氏名・居住地の変更 | 転居等された場合、速やかに居住地の市町村に申請してください。 | 申請書、療育手帳、印鑑 |
| 返還 | 死亡された場合や再判定で手帳が再交付された場合、手帳を返還しなければなりません。 | 申請書、療育手帳 届出人の印鑑 |

【申請及び交付窓口】

市役所社会福祉課障がい者福祉係又は各支所市民係

手帳は、市役所経由で香川県が交付しますが、お手元に届くまで1～2か月程度かかります。

(3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法）

何らかの精神疾患（てんかん、発達障害を含む）のために長期にわたり日常生活又は社会生活上のハンディキャップがあり、希望する人に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害等級は障害年金の等級に準じて1から3級までの区分があります。精神疾患のすべて（入院、外来の区別なし）が対象ですが知的障害者は含まれません。初診から6か月目より申請が可能です。

【申請手続き】

| 申請種別 | 内容 | 必要書類 |
|-----------|---|---|
| 新規交付 | 新規のときは診断書を添えて申請してください。年金証書等による申請の場合は診断書の代わりに年金証書の写し（又は直近の年金振込通知書か年金支払通知書の写し）。 | 申請書、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は年金証書等の写し、印鑑、写真（横3cm×縦4cm）、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 ※手帳の有効期限2年 |
| 更新 | 有効期限の終了する日の3か月前から申請できます。※年金証書等による申請の場合は新規交付時と同様の書類が必要です。 | 申請書、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は年金証書等の写し、印鑑、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 障害程度変更 | 障害の程度が変わったと思われる人は、診断書を添えて申請してください。年金の等級が変更している場合も申請できます。 | 申請書、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は年金証書等の写し、印鑑、写真（横3cm×縦4cm）、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 再交付 | 紛失・破損等のときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。 破損等で現手帳がある場合は、持参してください。 | 申請書、印鑑、写真（横3cm×縦4cm）、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 氏名・居住地の変更 | 住所や氏名を変更したときは、速やかに居住地の市町村に申請してください。他府県から転入されたときは新たな手帳の交付を受けてください。 | 申請書、障害者手帳、印鑑、写真（横3cm×縦4cm）、個人番号カード又は個人番号通知カード＋身分証明書 |
| 返還 | 死亡された場合や再交付を受けた場合、手帳を返還しなければなりません。 | 手帳返還届・障害者手帳届出人の印鑑 |

【申請及び交付窓口】

市役所社会福祉課障がい者福祉係又は各支所市民係

手帳は、市役所経由で精神保健福祉センターが交付しますが、お手元に届くまで2か月程度かかります。

2 障害者手帳で利用できる主な支援について

(1) 医療費について

ア) 自立支援医療（更生医療）

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 18歳以上の身体障害者手帳を持っている人 |
| 内容 | 自立支援医療機関として指定された医療機関で行われる、身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療に係る医療費の給付 |
| 対象医療 | 心臓機能（ペースメーカー植込術、冠動脈バイパス術） 腎臓機能（腎臓移植術、人工透析） 肢体不自由（人工関節置換術） など |
| 本人負担額 | 自己負担額は原則医療費の1割（生活保護世帯を除く）。但し、本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて自己負担上限額（月額）が決められています。一定所得以上の世帯の方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。 |
| 必要書類 | 申請書、医学的判定、更生医療費月別所要見込額内訳表、健康保険証 など |
| 申請窓口 | 社会福祉課障がい者福祉係又は各支所市民係 |

イ) 自立支援医療（育成医療）

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 満18歳未満の児童 |
| 内容 | 自立支援医療機関として指定された医療機関で行われる、身体に障害のある児童又は現存する疾病を放置すれば将来障害を残すと認められる児童の障害に対する確実な治療効果が期待できる医療の費用の給付。 |
| 本人負担額 | 自己負担額は原則医療費の1割（生活保護世帯を除く）。本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて自己負担上限額（月額）が決められています。一定所得以上の世帯の方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。 |
| 必要書類 | 申請書、医師意見書、健康保険証 など |
| 申請窓口 | 社会福祉課障がい者福祉係又は各支所市民係 |

ウ) 自立支援医療（精神通院医療）

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 通院により精神障害の医療を受けている人 |
| 本人負担額 | 自己負担額は原則医療費の1割（生活保護世帯を除く）。但し、本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて自己負担上限額（月額）が決められています。一定所得以上の世帯の方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。 |
| 必要書類 | 申請書、診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）、健康保険証 など |
| 申請窓口 | 社会福祉課障がい者福祉係又は各支所市民係 自立支援医療（精神通院医療）受給者証は市役所経由で香川県が交付しますが、お手元に届くまで1か月程度かかります。 |

工) 重度心身障害者等医療費制度

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳(1～4級)又は療育手帳(A A B B)を所持されている人、戦傷病者手帳(特別項症～第4款症)を所持されている人かつ身体障害者手帳に4級と記載されている人。 ※身体障害者手帳の初回交付を受けた時の年齢が65歳未満である人 |
| 内容 | ◆保険医療にかかる医療費の自己負担分が助成されます。 ◆本人及び家族の所得に応じて、助成の制限があります。 ◆他の医療費助成制度が適用となる場合は、他の制度が優先となります。 |
| 本人負担額 | 病院等で要した医療費(健康保険適用分)の自己負担分の一部又は全額を助成します。(入院中の食事にかかる負担及び部屋代等は除きます。) |
| 申請窓口 | 健康増進課国保医療係(23-3927) |

(2) 手当等について

| サービスの種類 | 対象者 | 内容など |
|--------------------|--|--|
| 特別障害者手当 | 20歳以上の人で、常に特別の介護を必要とする著しく重度の障害を有する在宅の障害者 | ◆要件を満たす重度の障害が二つ以上重複している場合か、それと同等以上の状態の方に支給されます ◆手当金額 月額 28,840円(令和6年度) ◆施設等に入所されている場合や病院又は診療所に3か月を超えて入院されている場合は、支給されません ◆支給資格者や配偶者若しくは扶養義務者の所得制限があります |
| 障害児福祉手当 | 20歳未満の人で、常に介護を必要とする著しく重度の障害がある在宅の障害児 | ◆要件を満たす重度の障害を有する場合に支給されます ◆手当金額 月額 15,690円(令和6年度) ◆肢体不自由児施設等の施設に入所している場合は、支給されません ◆支給資格者や配偶者若しくは扶養義務者の所得制限があります |
| 心身障害者年金 (20歳以上) | 市内に1年以上住所を有する人で 身障手帳 1～4級 療育手帳 A A B B を所持している人 | ◆身体障害者(児)や知的障害者(児)は、障害の程度に応じて年金が支給されます ◆難病者年金受給者の人は、特定疾患医療受給者証の更新のつど年金の申請が必要です。 |
| 心身障害児年金 (20歳未満) | | |
| 難病者年金 | 香川県が発行する特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている者で、市内に1年以上住所を有する人 | |
| 精神障害者年金 | 市内に1年以上住所を有する人で、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持している人 | |

| | | |
|----------|--|---|
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満で身体または精神に一定以上の障害がある児童を養育している父母または父母が監護しないため父母以外の養育者 | ◆手当金額 1級 55,350円 2級 36,860円（令和6年度） ◆市で受付後に、県が認定及び支給を行う ◆受給資格者や配偶者若しくは扶養義務者の所得制限があります |
|----------|--|---|

(3) 税の減免について

| サービスの種類 | 対象者 | 内容など | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|-----|----------|-----|----|-------|-------|--------------------------|------|-------|------------------------|--|----------------|---------|-------------|
| 自動車税、自動車取得税の減免 | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">減免の対象となる自動車の登録・用途等</th> </tr> <tr> <th>対象者</th> <th>自動車の所有名義</th> <th>運転者</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体障害者</td> <td>18歳以上</td> <td>障害者本人 (本人運転) 障害者本人</td> <td>限定なし</td> </tr> <tr> <td>18歳未満</td> <td>障害者本人 又は 同一生計の家族</td> <td rowspan="2">次の1又は2のいずれか 1 通院、通学等で週1回以上使用等 2 日常生活(買物、交流活動等)のために週1回程度使用等</td> </tr> <tr> <td>精神障害者 知的障害者</td> <td>同一生計の家族</td> <td>又は 常時介護者</td> </tr> </tbody> </table> <p>【減免の対象となる障害の範囲】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者(㊤ A)、 精神障害者保健福祉手帳(1級)及び自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者 ※障害の種類や程度により、対象となるかどうか異なります。</p> | | 減免の対象となる自動車の登録・用途等 | | | | 対象者 | 自動車の所有名義 | 運転者 | 用途 | 身体障害者 | 18歳以上 | 障害者本人 (本人運転) 障害者本人 | 限定なし | 18歳未満 | 障害者本人 又は 同一生計の家族 | 次の1又は2のいずれか 1 通院、通学等で週1回以上使用等 2 日常生活(買物、交流活動等)のために週1回程度使用等 | 精神障害者 知的障害者 | 同一生計の家族 | 又は 常時介護者 |
| 減免の対象となる自動車の登録・用途等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 自動車の所有名義 | 運転者 | 用途 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者 | 18歳以上 | 障害者本人 (本人運転) 障害者本人 | 限定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18歳未満 | 障害者本人 又は 同一生計の家族 | 次の1又は2のいずれか 1 通院、通学等で週1回以上使用等 2 日常生活(買物、交流活動等)のために週1回程度使用等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害者 知的障害者 | 同一生計の家族 | 又は 常時介護者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得税、住民税の減免 | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 | ◆障害者控除(身体障害者手帳3～6級、療育手帳㊤B、精神障害者保健福祉手帳2～3級)を受けることができます ◆特別障害者控除(身体障害者手帳1～2級、療育手帳㊤A、精神障害者保健福祉手帳1級)を受けることができます ◆同居特別障害者に該当する場合は控除の上乗せがあります。 ☆観音寺税務署(25-2191)や市税務課(23-3922)でお尋ね下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別障害者等に対する贈与税非課税 | 身体障害者手帳所持者(1・2級) 療育手帳所持者(㊤、A) 精神障害者保健福祉手帳1級 精神保健医等により中軽度の知的障害者とされたとき(精神障害者保健福祉手帳2・3級) | ◆信託受益権の価格が6,000万円まで非課税 ☆観音寺税務署(25-2191) ◆信託受益権の価格が3,000万円まで非課税 ☆観音寺税務署(25-2191) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(4) 交通について

| サービスの種類 | 対象者 | 内容など |
|--------------|--|--|
| のりあいバス | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 観音寺市の「のりあいバス」については手帳を提示すれば無料で利用ができます。 |
| JR旅客運賃 | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 | 本人単独で片道100kmを超える乗車について、本人のみ5割引(介助者同伴の第1種の場合は本人と介護者が5割引) |
| バス・高速バス・電車運賃 | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 | ◆第1種障害者が介護者と乗車したとき、本人・介護者とも5割引 ◆第1種、2種障害者が単独乗車したとき、本人5割引 ◆精神障害者の場合、一部のバス会社(高速バス除く)の一般普通運賃が本人のみ5割引 |
| 国内航空運賃 | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 戦傷病者手帳所持者 | 【JAL、ANA】12歳以上の本人及び、同一便に搭乗される介護者1名につき国内線前線において割引あり。 ※割引率等、詳細については、各航空会社へ問い合わせ。 【その他航空会社】割引運賃額等詳細については、各航空会社へ問い合わせ。 |
| タクシー運賃 | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 | ◆身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者すべての人 1割引 (タクシー会社により、サービスが異なる場合があります) |
| 有料道路通行料金の割引 | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者(Ⓐ A) | 左記の障害者自ら運転する場合並びに第1種障害者の介護者が運転する場合、5割引。 ※登録自動車1台に限る。営業用自動車を除く |
| かがわ思いやり駐車場制度 | 身体障害者手帳等の交付を受け、県が移動に配慮が必要と認める者 | 県より「かがわ思いやり駐車場利用証」が交付された場合に「かがわ思いやり駐車場」を利用することができます。 |

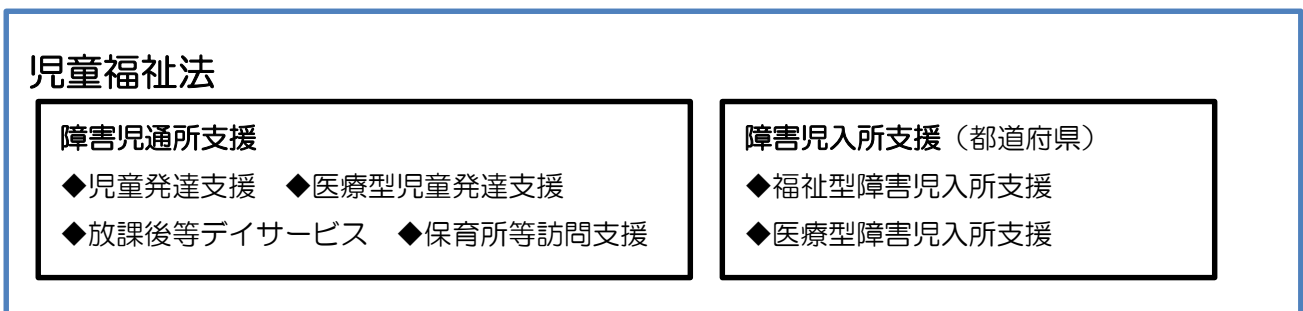
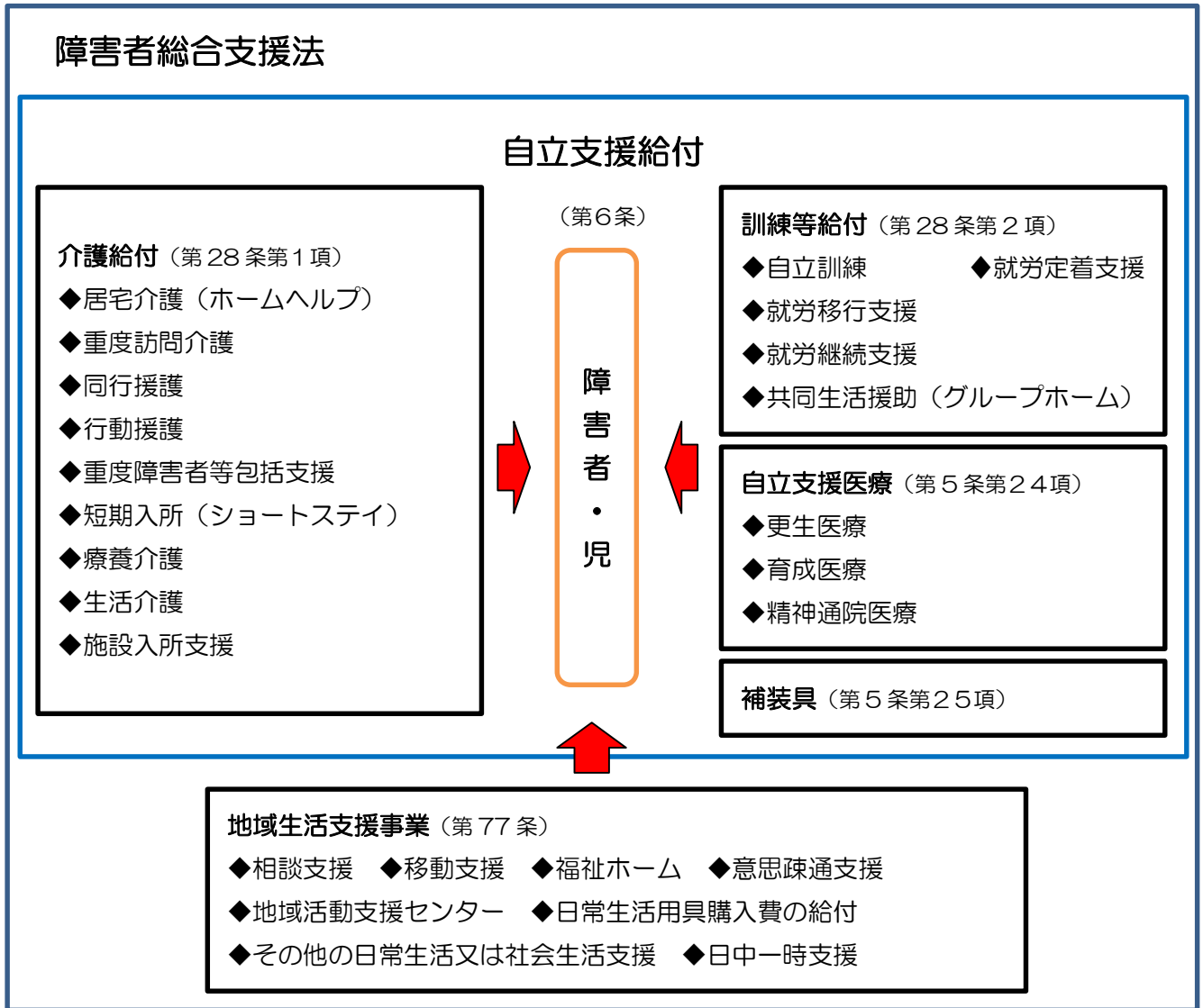
(5) その他について

| サービスの種類 | 対象者 | 内容など |
|-----------------------|---|---|
| 携帯電話の使用料の割引 | 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 | ◆月々の基本料金が割引になります ◆携帯電話取扱店等での申込みが必要となります ◆携帯電話会社により、割引等のサービス内容が異なりますのでご使用の携帯電話会社にお問い合わせ下さい |
| NHK放送受信料の減免(衛星放送契約含む) | 全額免除対象者 | 身体障害者・知的障害者・精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税世帯 |
| | 半額免除対象者 | 世帯主が障害者であり、受信契約者であること。但し、障害の種類や程度により対象となるかどうか異なります。 |

3 障害福祉サービス・障害児支援について

障害者総合支援法による支援では、自立支援給付と地域生活支援事業があり原則 1 割負担で利用いただけます。なお、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険サービスを優先して利用していただけます。

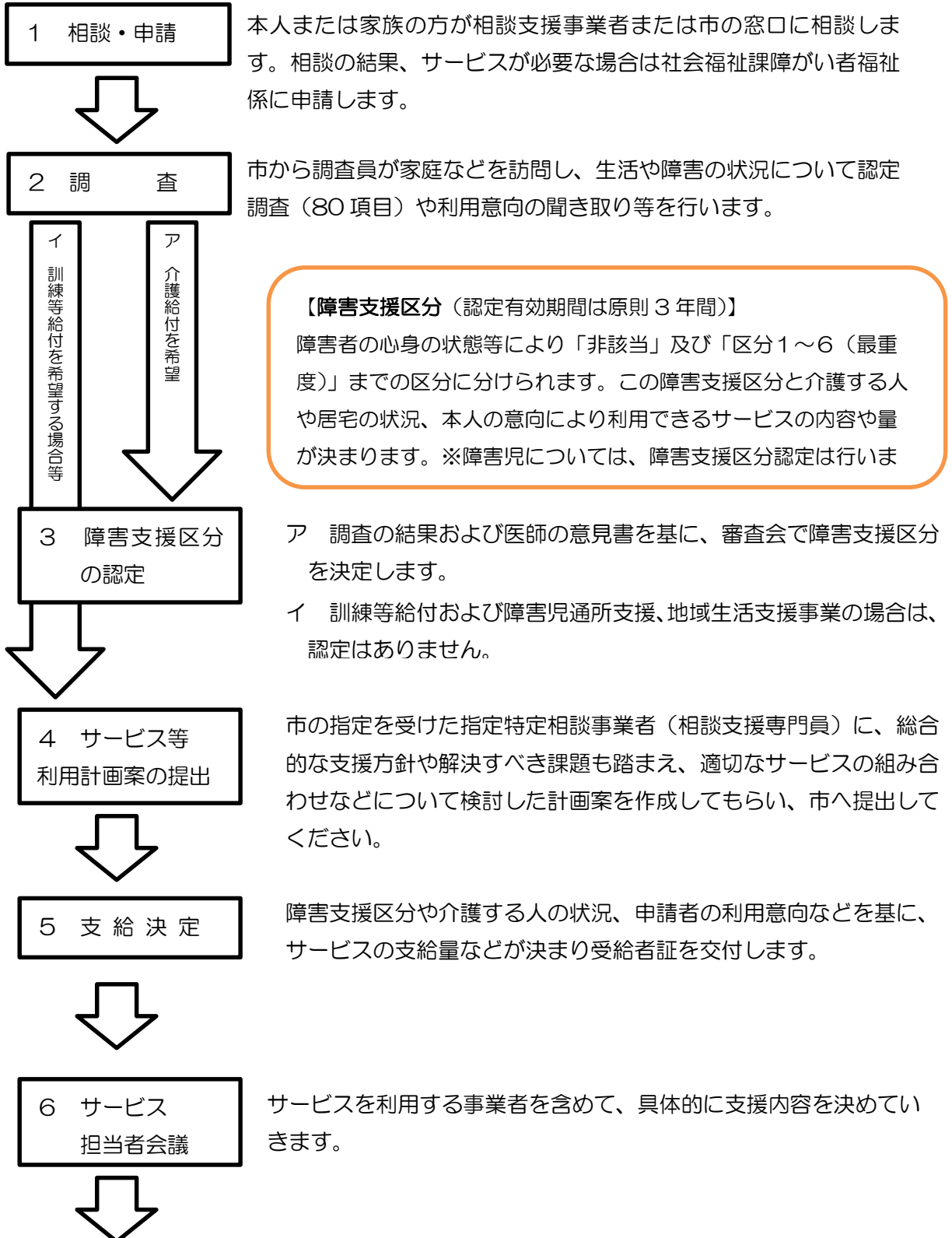
【構成図】



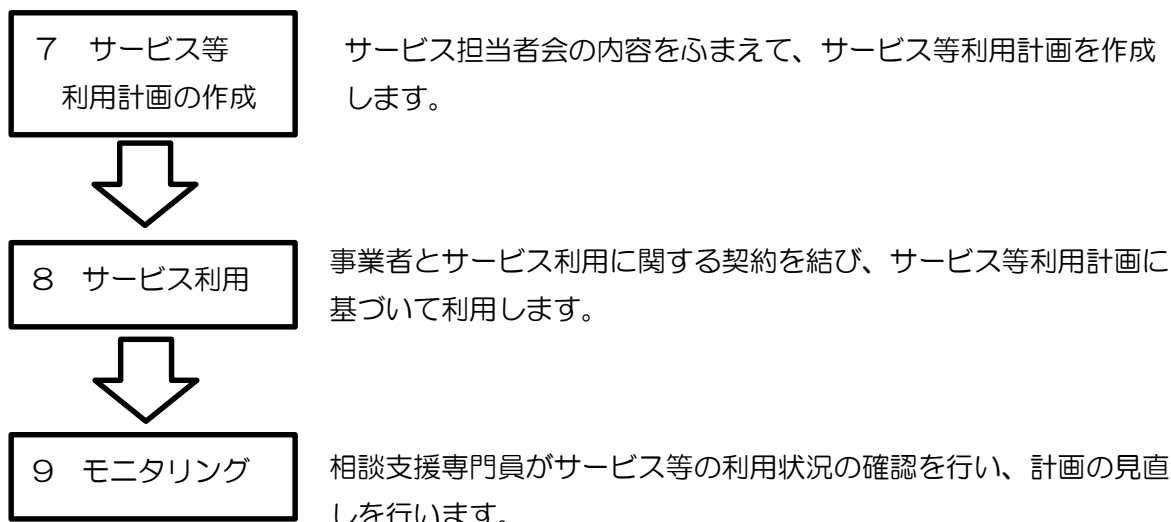
(1) 障害福祉サービスの流れ

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

| | |
|-------|---|
| 介護給付 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援 など |
| 訓練等給付 | 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（GH）、就労定着支援 |



【障害支援区分（認定有効期間は原則3年間）】
 障害者の心身の状態等により「非該当」及び「区分1～6（最重度）」までの区分に分けられます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向により利用できるサービスの内容や量が決まります。※障害児については、障害支援区分認定は行いません。



<利用者負担>

原則 1 割の自己負担が必要になりますが、世帯の所得に応じて自己負担の上限が設定されます。

| 区分 | 世帯の状況 | | 負担上限額 |
|------|----------|------------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | | 0円 |
| 低所得 | 市民税非課税世帯 | | 0円 |
| 一般1 | 市民税課税世帯 | 障害児の場合 市民税所得割が 28 万円未満 | 4,600円 |
| | | 障害者（施設入所者除く）の場合 市民税所得割が 16 万円未満 | 9,300円 |
| 一般2 | 上記以外 | | 37,200円 |

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

| 種別 | 世帯の範囲 |
|------------------------------------|-------------------|
| 18 歳以上の障害者 | 障害のある方とその配偶者 |
| 18 歳未満の障害児 (施設入所の 18 歳・19 歳を含む) | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

その他、サービスにより医療型個別減免や補足給付などがあります。

児童発達支援、保育所等訪問支援等を利用する場合、満3歳になって初めての4月1日から3年間は上記の利用者負担に関わらず、サービス利用料は無料となります。

(2) 計画相談支援、障害児相談支援

障害のある方の自立した生活を支え、障害のある方の抱える課題の解消や適切なサービス利用に向けて、ケアマネージメントにより支援します。

サービスを利用するにあたって、指定を受けた相談支援事業所が作成したサービス等利用計画（案）または障害児支援利用計画（案）の提出が必要になります。

サービスを利用するすべての方が対象になります。

【指定特定相談支援事業者について】

| 三観管内事業者名 | 障害者 | 障害児 | 電話 | 一般相談支援（委託）における障害種別 |
|----------------|-----|-----|---------------|--------------------|
| 障害者生活支援センター結 | ○ | ○ | 74-7211 | 身体・障害児 |
| 地域生活支援センターありあけ | ○ | | 57-5501 | 精神 |
| 地域相談支援センターおおぞら | ○ | ○ | 090-4747-0022 | |
| 地域生活支援センターえがお | ○ | ○ | 25-7773 | 知的・障害児 |
| 地域支援センターまるやま | ○ | | 23-2070 | |
| Hata くらす相談事業部 | ○ | ○ | 23-6216 | |
| ひまわり | ○ | ○ | 23-6606 | |
| 相談支援事業所リアン | ○ | ○ | 82-9804 | |

(3) 介護給付等について

家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居宅系サービス」、地域での生活を支える「地域相談支援」に分けられます。

【対象者】 ※障害者手帳の取得は必須要件ではありません。

- ① 障害者手帳所持者（身体、療育、精神（てんかん、発達障害含む））
- ② 障害者年金（精神障害に限る）
- ③ 精神通院医療
- ④ 医師の診断書
- ⑤ 難病患者等 など

ア) 訪問系サービス・・・在宅訪問または施設で利用します。

| 給付の種類 | サービスの名称 | | サービスの内容 |
|------------|--------------|---|---|
| 介護給付 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 家事援助 | 自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。 |
| | | 身体介護 | |
| | | 通院等介助 | |
| | 重度訪問介護 | | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、外出時における移動支援を総合的に行います。 |
| | 同行援護 | | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。 |
| | 行動援護 | | 知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 短期入所 | | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | |
| 重度障害者等包括支援 | | 常に介護が必要な人のなかでも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 | |

イ) 日中活動系サービス・・・施設等で昼間の活動を支援します。

| 給付の種類 | サービスの名称 | | サービスの内容 |
|-------|---------------|--|---|
| 介護給付 | 療養介護 | | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| | 生活介護 | | 障害者支援施設において、常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 訓練等給付 | 自立訓練 | | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労継続支援（A型、B型） | | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労定着支援 | | 生活介護、就労継続支援等を利用して通常の事業所に雇用された障害者の就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる問題に関する相談、指導、助言等の必要な支援を行う。 |

ウ) 居住系サービス・・・住まいの場（施設）としてサービスを行います。

| 給付の種類 | サービスの名称 | サービスの内容 |
|-------|---------|------------------------------------|
| 介護給付 | 施設入所支援 | 障害者支援施設で夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 訓練等給付 | 共同生活援助 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |

エ) 地域相談支援・・・地域での生活を支援します。

| 給付の種類 | サービスの内容 |
|--------|--|
| 地域移行支援 | 障害者支援施設からの退所や精神科医院の退院に向けて、相談等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身生活をしている人や、同居の家族による支援を受けられない人に、24 時間体制で連絡相談等のサポートを行います。 |

オ) 障害児通所支援

| サービスの名称 | サービスの内容 |
|------------|--|
| 児童発達支援 | 未就学の障害のある児童に日常における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障害のある児童に、授業終了後または夏休み等の休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 |

(4) 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

就学前のお子さんが複数おられるご家庭で、複数のお子さんが障害児通所支援・保育所（※1）・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設を利用されており、2人目以降のお子さんが障害児通所支援（※2）を利用している場合は、通所給付費にかかる利用者負担額が軽減されます。ただし、市民税課税世帯の方が対象となります。

（※1）「保育所」とは認可保育所のことです。

（※2）「障害児通所支援」とは、児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援のことです。

【軽減内容】

次の1～3を合算した額と従来の所得区分ごとの負担上限月額を比較して、低い方の額が軽減後の負担上限月額になります。

- 1 第1子が障害児通所支援を利用する場合の利用者負担額
⇒ その月の通所給付費の100分の10
- 2 第2子が障害児通所支援を利用する場合の利用者負担額
⇒ その月の通所給付費の100分の5
- 3 第3子が障害児通所支援を利用する場合の利用者負担額 ⇒ 0円

保護者の皆さまが実際に事業所へお支払いされた利用者負担額と軽減後の負担上限月額に差額がある場合に、その金額をご指定の口座へ振り込みます。

※国の制度に加え市では、第2子が障害児通所支援を利用する場合の利用者負担額を無料としています。

【支給申請について】

次の申請書類を提出してください。※数ヶ月分をまとめて申請することも可能です。

- (1) 多子軽減に伴う障害児通所給付費支給申請書
- (2) 幼稚園等の通園証明書
- (3) 利用者負担額の支払いを証する書類（領収書）

(5) 補装具について

障害者等の身体機能を補完し、または代替えるものとして長期にわたり継続的に使用されるので、一定の基準を満たす義肢、装具、車いすなどの購入、修理、借受けについて、障害者または障害児の保護者の申請に基づいて市が支給します。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳を交付されている方、または、政令で定める難病等の方で、補装具により身体の欠損または損なわれた身体機能を補完または代替できる方 |
| 種 目 | 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、歩行補助つえ 【児童のみ】 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具 ※障害の部位などにより、対象となる種目が異なります。 ※補装具費給付後、一定期間（耐用年数）は給付できません。 |
| 手続き | 購入または修理する前に申請が必要です。既に自費で購入された場合及び他法（労働者災害保険法、介護保険法 等）の適用になる場合は給付の対象となりません。 |
| 本人負担額 | 購入または修理に要した額（基準額）の原則 1 割ですが、所得区分による負担上限月額があります。 生活保護受給世帯 0 円、低所得（住民税非課税世帯）0 円、一般世帯（市民税課税世帯）37,200 円※なお世帯の中に、市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。 |
| 必要書類 | 身体障害者手帳、特定疾患医療受給者証または診断書等の対象疾患がわかるもの（政令で定める難病等に罹患していることにより給付を希望する場合）申請書、見積書、印鑑 など ※香川県障害福祉相談所の判定または指定自立支援医療機関が作成した意見書が必要な場合があります。 |
| 申請窓口 | 社会福祉課障がい者福祉係又は各支所市民係 |

平成 30 年 4 月 1 日より、「借受け」についても補装具費の支給対象となりました。

◆購入することが原則ですが、「障害者総合支援法施行規則」において「借受けによることが適当である場合」として、次の①～③の場合に限るとしています。

- ①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

◆対象種目

- ①義肢装具座位保持装置の完成用部品
- ②重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③歩行器
- ④座位保持椅子

※ 借受け期間は、原則最長 1 年

※ 申請等については、購入修理の場合と同じです。

(6) 地域生活支援事業について

| 事業名 | 対象者 | 内容 |
|--|--|---|
| 相談支援事業 | 障害者（児） | 障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う基本相談と計画相談支援としてサービス利用支援を行う。 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚障害者等 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳者等を派遣します。 |
| 日常生活用具給付事業 | 重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする人 | 重度の障害者に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。 |
| 移動支援事業 | 障害者（児）であって、市が外出時に支援が必要と認められた人 | 屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行い自立生活や社会参加を促します。 |
| 地域活動支援センターⅠ型 | 障害者（児） 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センター | 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業及び相談支援事業を実施します。 |
| 地域活動支援センターⅡ型、Ⅲ型 （地域支援センターまるやま・地域活動支援センターありあけ） | の機能を強化して、障害者の地域生活を支援します。 | 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 |
| 日中一時支援事業 | 障害者（児） | 日中における活動の場を確保するとともに障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として行っています。 |
| 訪問入浴サービス事業 | 重度の身体障害者（児） | 入浴が困難な在宅で生活する障害のある方に対し、組み立て式の浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴サービスを行います。 |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| <p>重度身体障害者住宅整備の助成</p> | <p>視覚障害者又は肢体不自由者で、身体障害者手帳1級又は2級の方が在宅で生活する所得税非課税世帯。 65歳未満の方。</p> | <p>◆身体障害者が暮らしやすく生活ができるように台所、トイレ、浴室、洗面所などを改造する場合、その費用の一部を助成します ◆費用助成は対象工事費の2/3で、限度額が66万円です ◆住宅の新築、増築及び全面的な改築に係る工事は、対象となりません</p> |
| <p>自動車運転免許取得費の助成</p> | <p>身体障害者手帳1級から4級の所持者で改造自動車が必要とし、自立更生計画（就労等）が適当と認められる方</p> | <p>◆自動車運転免許取得に要した訓練費の2/3以内の額を助成します 助成額の限度10万円</p> |
| <p>自動車改造費の助成</p> | <p>身体障害者手帳1、2級を所持し、上肢・下肢又は体幹機能障害者であって、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の改造を必要とする方</p> | <p>◆操行装置及び駆動装置等の改造に要する経費を助成します 助成額の限度10万円 ※所得制限あり</p> |

ア) 相談支援事業

【対象者】

障害のある方、障害のある児童の保護者または障害のある方等の介護を行っている方

【内 容】

福祉サービス利用の際の情報提供や相談、専門機能の紹介、権利の擁護のための必要な援助等を行います。

【相談窓口】

| 主たる対象 | 事業所名 | 所在市 | 事業所電話 |
|-------|------------------------|------|----------------|
| 知的障害 | 地域生活支援センターえがお (社協) | 観音寺市 | 25-7773 |
| 身体障害 | 障害者生活支援センター結 (みとよ荘) | 三豊市 | 74-7211 |
| 精神障害 | 地域生活支援センターありあけ | 観音寺市 | 57-5501 |
| | 中讃地域生活支援センター | 坂出市 | (0877) 56-3200 |
| | 相談支援事業所わかたけ | 坂出市 | (0877) 59-0582 |
| | 地域生活支援センタークリマ | 高松市 | (087) 845-0335 |
| | 精神障害者地域生活支援センター ほっと | 高松市 | (087) 840-3770 |
| | 相談支援事業所ライブサポートセ ンター | 高松市 | (087) 815-7877 |
| | 相談支援事業所オリーブ | 小豆島町 | (0879) 75-2310 |

※市より相談支援事業を委託していますので、無料で相談を受けることができます。

イ) その他について

| 事業名 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 発達障害児等のスポーツ教室 (のびのびくらぶ) | 毎月1回程度 豊浜公会堂等 |
| 精神障害者等デイケア事業 | 毎週金曜午前10時から11時30分 社会福祉センター |
| 障害児・者との地域交流事業 | 年2回開催 一ノ谷公民館 |
| こころの健康相談 | 毎月第1水曜日 午後1時から午後3時 市役所1階相談室 |
| 発達障害児巡回相談事業 | 臨床心理士による巡回相談 対象：幼稚園・保育所・認定こども園 |
| 発達障がい者の居場所づくり事業 | 月曜から金曜 午前9時から午後4時 支援センターウイズ(24-8111) 発達障がい者が創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに家族同士が悩みを相談し合える場所を提供する。 パソコン操作、野外活動、販売等の就労体験など 利用料無料 |
| 身体障害者相談 | 毎月第1・第3木曜日 午前10時から正午 市役所1階相談室 |
| 発達障がいに関する相談 | 毎月半日4回 市役所1階相談室 |

4 障害年金について

| |
|---|
| 障害基礎年金 |
| <p>国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。</p> <p>※18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。</p> <p>※ 障害基礎年金を受給するためには、初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、または初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。</p> |
| 【書類提出先】 観音寺市市民部市民課 戸籍・年金係 23-3924 |

| |
|---|
| 障害厚生年金 |
| <p>厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。</p> <p>また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。</p> <p>なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。</p> <p>※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。</p> |
| 【書類提出先】 日本年金機構善通寺年金事務所（0877）62-1662 |

【問い合わせ先】 観音寺市市民部市民課戸籍・年金係 23-3924
日本年金機構善通寺年金事務所（0877）62-1662

5 障害者虐待防止について

障がい者の権利や尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げる障がい者への虐待は、

- 特定の人や家庭、場所ではなく、**どこの家庭でも起こりうる**問題です。
- 虐待している人に、**虐待している認識がない**場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できず**、自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、一人ひとりが障がい者や虐待に対して正しい理解と意識を持ち、障がい者の様子の変化を注意深く観察し、障がい者を孤立させないようにすることが必要です。

市では、さまざまな虐待に対応するために「**観音寺市障がい者虐待防止センター**」を設置しています。

家族などの養護者や施設の職員、会社の事業主などに虐待されていると気付いたら、すぐに連絡して

障がい者虐待に気付いたら、すぐに通報を！！

虐待かどうか判別しかねる、いわゆる「グレーゾーン」の状態でも、気がかりなことがあれば迷わず相談しましょう。早めの対応が、事態の深刻化を防ぐきっかけになります。



観音寺市障がい者虐待防止センター（社会福祉課内）

24時間相談受付 ☎23-3963

こんなことが虐待です

●対象となる障がい者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障がいを含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人（18歳未満の人も対象）

●障がい者虐待とは

障害者虐待防止法では、虐待を3種類に分けています。

ア) 養護者による障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待

イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

ウ) 使用者による障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待

※情報や届け出をした人の情報は守られます。

通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをする事は禁じられています。

6 障害者差別解消について

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日から施行されました。

法律では、「障がいを理由とする差別」の禁止として次のように定めています。

①「不当な差別的取扱い」の禁止

障がいがあるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

【例】障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会を断ったり、バスやタクシーの乗車を断ることを禁止

②「合理的配慮の提供」

障がいのある人などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことが求められています。

【例】車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮。筆談、読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明など、障がいの特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報をうまく提供できるような配慮をすること。